平成２６年（フ）第４５６号
埼玉県川口市戸塚東４丁目33番７号
債務者　小松　千晴
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第５２２号
埼玉県朝霞市膝折町２丁目９番３―1001号
債務者　竹山　一行
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第５２３号
埼玉県朝霞市膝折町２丁目９番３―1001号
債務者　竹山カズ子
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第５２４号
さいたま市中央区大戸６丁目９番15―309号
債務者　竹山　　稔
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第５４０号
埼玉県加須市久下１丁目30番地10　スパイラルガーデンＡ棟201号
債務者　越智　里抄
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第６１２号
埼玉県戸田市下戸田２丁目32番13―702号
債務者　中川　和枝
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第６１５号
さいたま市南区太田窪５丁目27番９号　榎倉ビル302号
債務者　金田　信久
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２３４号
埼玉県越谷市神明町２丁目257番地　アーバンハウス５号館Ｂ―204
債務者　薮崎　　貢
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第２７５号
埼玉県越谷市花田５丁目９番地17　シティハイツ島根105
債務者　松本　一彦
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１４５号
愛知県安城市住吉町小根５番地１　みどり苑105
債務者　甲斐シゲ子
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第１３６５号
大阪市旭区今市１丁目４番27号　ジョイス千林110号
債務者　中井キヨ子
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１６５９号
大阪市平野区加美北６丁目15番12号
債務者　山陽機械こと　松本　　清
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１９０２号
大阪市生野区新今里４丁目12番３―210号
債務者　髙田　賢治
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２１３６号
大阪府八尾市西山本町６丁目３番24号
債務者　市谷　千春
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２２６５号
大阪府吹田市山田東１丁目25番31号
債務者　溝口　陽介
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２３００号
大阪府八尾市高砂町５丁目16番地の８
債務者　秦　　弘子
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２３３８号
大阪市西区南堀江４丁目８番17―501号、住民票上の住所大阪府交野市私部８丁目11番２―403号
債務者　市川　稔章
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２４８５号
大阪府八尾市久宝寺６丁目８番20号
債務者　石田　暁子
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部